



県章

山形県公報

令和3年6月8日(火)
第211号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則……………(消費生活・地域安全課) ……625

告 示

- 県議会定例会の招集……………(財 政 課) ……626
- 県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……627
- 県道の供用の開始……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……628
- 建築基準法第86条の5第2項の規定に基づく認定の取消し……………(置賜総合支庁建築課) ……同
- 県証紙売りさばき人の指定……………(会 計 局) ……同

教育委員会関係

告 示

○山形県教育委員会6月定例会の招集……………同

監査委員関係

告 示

○包括外部監査事務を補助する者……………629

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(新型コロナウイルスワクチン接種総合企画課) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……630

規 則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第51号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成10年8月県規則第76号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項及び第4条第1項第2号中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第3号から別記様式第11号までの規定中「㊤」を削る。

別記様式第11号の2中「㊤」を削り、「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

別記様式第11号の3から別記様式第11号の7までの規定中「㊤」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年6月9日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第1号及び別記様式第3号から別記様式第11号の7までの規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

告 示

山形県告示第498号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を令和3年6月15日山形市に招集する。

令和3年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第499号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営岡山地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営岡山地区土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
鶴岡市役所
- 3 縦覧に供する期間
令和3年6月9日から同年7月7日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第500号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営宝谷地区土地改良事業（農地整備事業（中山間地域型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営宝谷地区土地改良事業（農地整備事業（中山間地域型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
鶴岡市役所
- 3 縦覧に供する期間
令和3年6月9日から同年7月7日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第501号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により県営一本松地区土地改良事業(農地整備事業(経営体育成型))計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営一本松地区土地改良事業(農地整備事業(経営体育成型))計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
鶴岡市役所
- 3 縦覧に供する期間
令和3年6月9日から同年7月7日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第502号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和3年6月8日から同月22日まで縦覧に供する。

令和3年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形山辺線
- 2 供用開始の区間 山形市大字内表字内表南596番3から
同 鮎洗字仲田938番まで
- 3 供用開始の期日 令和3年6月22日

山形県告示第503号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和3年6月8日から同月22日まで縦覧に供する。

令和3年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 鶴岡村上線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
鶴岡市上田沢字志尽8番11から 同 8番9まで	旧	15.7メートル } 8.8	67メートル
同 上	新	24.5メートル } 8.8	同 上

山形県告示第504号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 公共測量を実施する地域

山形市の一部、寒河江市の一部、村山市の一部、天童市の一部、東根市の一部、東村山郡山辺町の一部、同郡中山町の一部、西村山郡河北町の一部、同郡朝日町の一部、同郡大江町の一部及び北村山郡大石田町の一部（最上川上流村山地区）

2 公共測量を実施する期間

令和3年5月19日から同年12月24日まで

3 作業の種類

公共測量（航空レーザ測量、航空レーザ測深）

山形県告示第505号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により、次の1又は2以上の構えを成す建築物の一の敷地とみなされる一団地の区域の認定を取り消した。

令和3年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 認定番号 指令置総建第67号

2 認定区域 西置賜郡白鷹町大字鮎貝7341の一部

3 取消年月日 令和3年5月20日

山形県告示第506号

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

令和3年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名称及び代表者氏名	所在地	売りさばき所の所在地	指定年月日
二四三屋株式会社 代表取締役 岩瀬 義和	長井市台町2番1号	長井市栄町1番1号	令和3.5.28

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第7号

山形県教育委員会6月定例会を次のとおり招集した。

令和3年6月8日

山形県教育委員会
教育長 菅 間 裕 晃

- 1 招集の日時 令和3年6月10日（木）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
 - (1) 令和4年度山形県立高等学校の入学募集について
 - (2) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
 - (3) 山形県社会教育委員の解嘱及び委嘱について
 - (4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について

監査委員関係

告 示

山形県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月8日

山形県監査委員	森	谷	仙 一 郎
山形県監査委員	星	川	純 一
山形県監査委員	松	田	義 彦
山形県監査委員	海	老	名 信 乃

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所
 - 吉沢 公人 山形市七日町五丁目13番23-101号 VESTA七日町
 - 富樫 研輔 鶴岡市上山添字神明前158番地
 - 松田 卓也 東村山郡山辺町大字山辺1228番地4
 - 浅野 和宏 山形市東原町四丁目11番9号
 - 齋藤 翔太 山形市吉原一丁目10番8号
- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
令和3年7月1日から令和4年3月31日まで

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬（オセルタミビルリン酸塩製剤） 404,400カプセル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県健康福祉部新型コロナワクチン接種総合企画課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2662
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年5月20日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
中外製薬株式会社 東京都北区浮間五丁目5番1号
- 5 随意契約に係る契約金額 75,311,412円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和3年6月8日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者		収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営小出アパート1号	長井市台町3-1	3DK	55.7	1	一般用	13,500	15,600	17,900	20,100	23,000	26,600	3月分の家賃に相当する額	単身可
同 成田アパート	同 成田3102-3	同	58.4	1	同	14,700	17,000	19,400	21,900	25,000	28,900		単身可
同	同	4DK	71.5	1	同	18,000	20,800	23,800	26,800	30,700	35,400		
同 屋城町アパート	同 屋城町4-1	2LDK	61.8	1	同	19,300	22,200	25,400	28,700	32,800	37,800		
同 白鷹アパート	西置賜郡白鷹町大字荒砥乙1482-1	3DK	55.7	1	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800		単身可
同	同	同	55.7	2	同	12,600	14,600	16,700	18,800	21,500	24,800		

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 令和2年以降の収入により計算するときは、入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
※「寡婦又は寡夫」は、令和3年7月1日以降に入居決定した者においては「所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦」とする。
- (7) 令和3年7月1日以降に入居決定した場合で、入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「单身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が

認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 令和3年6月14日から同月18日までの午前10時から午後5時まで
ただし、郵送の場合は、令和3年6月18日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
米沢市金池七丁目1番50号
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 令和3年8月上旬

令和3年6月8日印刷 発行所 山形県庁
令和3年6月8日発行 発行人 山形県